

令和 6 年 第 四 回 八 丈 町 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 1 2 月 4 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 6 7 号 令和 6 年度八丈町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 3 議案第 6 8 号 令和 6 年度八丈町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議案第 6 9 号 令和 6 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議案第 7 0 号 令和 6 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 7 1 号 令和 6 年度八丈町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 7 2 号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 3 号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更について
- 第 9 議案第 7 4 号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建設建築工事請負契約の変更
- 第 1 0 議案第 7 5 号 八丈島歴史民俗資料館及び付属施設電気設備工事請負契約の変更
- 第 1 1 議案第 7 6 号 八丈島歴史民俗資料館及び付属施設機械設備工事請負契約の変更
- 第 1 2 議案第 7 7 号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約の変更
- 第 1 3 報告第 1 0 号 専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)
- 第 1 4 報告第 1 1 号 専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)
- 第 1 5 発議第 1 号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 承認第 1 5 号 議員の派遣承認について (フリージアまつり表敬訪問)
- 第 1 7 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 8 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 9 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 2 0 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（１２名）

１番	真田幸久君	２番	浅沼隆章君
３番	奥山幸子君	４番	浅沼清孝君
５番	山下則子君	６番	金川孝幸君
７番	冲山昇君	８番	岩崎由美君
９番	浅沼碧海君	１０番	山下巧君
１１番	浅沼憲春君	１２番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	小野高志君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課 課長補佐	大澤知史君
企業課長	菊池拓君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病事院長	菅原宏幸君
企画財政 課長	佐々木奏君	教育係 庶務係	菊池和樹君
産業観光 課長	廣瀬悠志君	福祉係 健康係	菊池泰君
産業係 住民課 医療年金 係長	米田眞理君	福祉係 高齢係 教育係 生涯学 習係	鈴木進吾君

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	庶務係長	浅沼洋介君
書記	小宮山優君	書記 (録音)	明石丈君
書記 (録音)	畠山輝正君		

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和6年第四回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） 会議に入る前に、昨日の一般会計補正予算書の6ページ、債務負担行為について教育課長より回答がございました。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） おはようございます。

昨日の1番真田議員のご質問に回答したいと思います。

前回との比較ということだったんですけれども、前回は9月の議会、令和2年の9月議会でタブレット購入契約というところで議案を上程しています。ですので、タブレットを買取りしたというところです。

金額については7,389万5,470円、こちらは端末の購入の金額になります。それに伴って、保守料が1,510万2,560円というところで、総額で8,899万8,030円です。こちらは契約ですので、金額が確定したというものになります。

前回は東京都の島嶼部地区で共同購入をいたしました。今回は文科省の勧めで共同調達というところで、各自治体のそれぞれの仕様ですとか、機器の似通ったところでグループを組んで共同調達をして、事務負担の軽減やスケールメリットでコスト低減を図るというところでリース契約を見込んでいます。

こちらの債務負担行為について予算的には令和7年度の当初予算に計上いたしますが、金額の確保と準備もありますので、こちらの債務負担行為で上げさせていただきました。

今、前回の2年度に契約したものととの差異が大体3,000万近く、2,800万ぐらいあるんですけれども、こちらはもちろん、今、6ページで上げている債務負担行為はあくまでも予算額というところもありますし、また、5年前に比べて端末自体の金額が上がっているというこ

とを担当から聞いております。これは円安の影響もあります。

それから、買取りになりますと、結局今使っている端末を回収して廃棄しなければいけないという手数料もかかりますので、今回からリース契約というふうにしたいと考えております。

真田議員からのご質問についての回答は以上となります。

すみません、それから6番議員の金川孝幸議員からのご質問にありましたオーケストラピットの件なんですけれども、ちょっとイメージが湧かないというところで、昨日、町長からも実際に現場を見せたらどうだというお話をされたんですけれども、昨日は就学前健診がありまして本日も使っておりますので、申し訳ありません、イメージ図を印刷してまいりました。

このような形になります。舞台があって、底というか下がったところにオーケストラが入るんですけれども、観客との間に、今、会議のこの机が、こちらが下がっているところがオーケストラピットと思っていただいて、こちら側が観客という形で、もし避難する場合にこれがないと落ちてしまうので、こちらはもともとあるものなんですけれども、止めがないので倒れてしまって、寄りかかってしまったら倒れてしまって危険なので、こちらのところを止めるというところで50万、加工するというところでの50万の計上になります。

後で事務局のほうにこちらの図面はお渡ししたいと思います。それでご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（真田幸久君） ご報告ありがとうございます。

1点ちょっと確認したいんですけれども、タブレットの廃棄にお金がかかるというお話だったんですが、通常PCだと、もともとリサイクルの料金込みで購入していると思うんですけれども、タブレットはその対象外でしたでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今のところ対象外と見ています。

また、ちょっと廃棄のところもまだ見積もり等は取っていないので、金額等は分からないんですけれども、廃棄の可能性はあるかなというところで考えております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今回の廃棄の関連なんですけれども、通常リサイクルに出すのが……

（田村課長「廃棄というところで、すみません」の声あり）

○8番（岩崎由美君） だから、専門業者にリサイクル用に渡すというか送るということですね。分かりました。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） すみません、私の廃棄という言い回しがちょっとあれだったんですけれども、入っているデータを消去したりというところになります。申し訳ありません。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に4番、5番議員を指名いたします。

◎議案第67号の上程、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第67号 令和6年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、昨日3日からの継続、一般会計補正予算書、歳出の25ページ、労働費から最後の42ページまでの質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

27ページの鳥獣害対策費になります。

こちらの消耗品費でカラスの箱罟を改修していると思うんですけれども、この頃、カラス

が集団で集まるのはよくあることなんですけれども、増えているというお話も聞くので、どうなっているか現状をお答えください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） おはようございます。

それでは、質問のほうお答えさせていただきます。

この修繕料のほうで計上しています箱罟の修繕というのが、おとりのカラスをイタチや猫などが襲うことがありますて、おとりがいなくなってしまうということがあるので、それを改善するための修繕で計上をさせていただいております。

それで、今、お話にあったカラスの数なんですけれども、一応、生息状況調査というのを専門の委員の方をお願いしてまして、その方がねぐらというんですか、カラスのねぐらを中心に定点観測等をしていただいているんですが、その状況から見ると、大幅に増えているというような状況ではないんですが、集団が移動するので、その集団で移動した先の見かける回数というんですか、それが増えているので、人が多いところであつたりとか餌が豊富なところであつたりとかというので、目撃情報が増えているので、カラスが増えているというふうに感じるんじゃないだろうかというようなお話もいただいております。

実際、箱罟のほうはそういう状況で、おとりのカラスがいなかったりするののもあって、ちょっと今成績はよくないんですが、改善して今後も適正な数の捕獲に努めていきたいと思っています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 26ページの牧野管理費なんですけれども、畜産D X イヤタグの利用手数料というんですけれども、ちょっと意味が分からないので、説明していただけますか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらのイヤタグなんですけど、昨年度、納期に間に合わなくて一度なしになったものが今年度再発注しているんですが、それを使用するためのライセンス料というのが必要になりますので、そちらのほうの計上になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 関連じゃなくて同じページなんですけれども、26ページの経営構造対

策事業費というところのえこ・あぐりのところですけども、これは入り口の修繕ということですね。これは台風の被害か何かですか。えこ・あぐりの入り口の修繕と伺ったような気がしたんですけども。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 台風等で被害があったときには災害復旧で行っていますので、これは経年劣化によるものの修繕です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） 34ページの中学校費、特別支援介助員報酬68万円なんですけれども、マイナスということで、介助員が必要なくなったとかそういう意味なんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは予算計上していたんですが、必要なかったとか勤務実績がないというところで減にしました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 31ページの需用費のところ、修繕料で町営の給湯器の修繕料ですか、町営の給湯器ってどこにあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 玄関の入り口のところの脇です。そこに……

（「どこの玄関ですか」の声あり）

○建設課長（瀬筒国治君） 玄関というのは町営住宅の玄関、団地タイプの、要するに団地型町営住宅の入り口のドアの脇です。大体その一戸全部の給湯器。

（「全体のこと」の声あり）

○建設課長（瀬筒国治君） いえ、全体のじゃなくて、一つ一つの部屋のドアの脇のところに
ついているものです。

○議長（山本忠志君） 分かりましたか。よろしいですか。

ほかにございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） すみません、35から37ページのどこか分からないんですけども、コ

コミュニティセンターの体育館の女子トイレが、先日、私が使おうとしたときに壊れていたんですね。

貼り紙がしてあって、だれでもトイレのほうへ行ってくださいとなっていたんですけども、だれでもトイレのほうに行ったんですけども、鍵がかからないというか、どこに鍵があるのか、アルミサッシの引き戸だったんですけども、分からなくてちょっと不安というか、鍵がかからないのはいつ頃修繕できるのかなと、まあ女子トイレのほうは、多分修繕は入っていると思うんですけども、だれでもトイレのほうが昔風のというか、町立八丈病院のだけれどもトイレみたいにこうやってやる、プッシュするボタンは昔ながらついていたんでしょうけれども、ドアを換えたのか何か分からないんですけども、アルミサッシのドアになっていたんですけども、それは改善する予定というかないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 大変申し訳ありません、私がそちらのトイレを把握しておりませんで、至急確認いたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） おはようございます。

ページ数でいきますと32ページと、34ページです。

小学校費、中学校費の学校管理費の中で、教職員の健康診断の委託料が両方とも100万超えで減額になっているんですが、これは受けなかったということではなく、ほかに予算があったということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは委託料の差金になります。予算額より少なかったという、委託料が少なかったというところです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 35ページの学校給食費なんですけれども、給食費は原材料については保護者が負担するんですよね。これは事業費なので町の負担の部分ですけれども、原材料が今物すごく高騰しているのに、給食費が今、保護者の負担の部分ですけれども、値上げしているのかしていないのか、もししていないとしたらその負担分というか、その差額分は町が

補填しているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 給食の保護者の負担額なんですけれども、おっしゃるとおり材料費は保護者負担ということになっておりますが、今、給食費の料金の改定を行っていないので、そのままになっています。おっしゃるとおり、今、お米がこれまでの1.5倍であったり、野菜も高騰しているのです、厳しい状態ではあります。

料金改定については給食の運営審議会ですとか、また、改正するに当たっては、議会の議決も必要なので、こちらについては今、実際、保護者は実質保護者負担はないということになっているんですけれども、お支払いいただいているのは教職員と、また臨時の職員さんとか講師であるといった方はお支払いしていますが、この料金についてはちょっとまた、この高騰がいつまで続くかというのもちょっと分からないところではあるんですけれども、内部のほうでは検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 事情はよく分かるんですけれども、その差額の分を町が今は負担しているということで理解していいですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） はい、そのとおりです。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 31ページの教育委員会費で、学校運営協議会委員報酬が減額されているんですけれども、こちらコミュニティスクールの関係だと思えるんですけれども、こちら組織がまだできていなくて減額なのか、それとももうできているけれども予算がなかったということなのかご回答ください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 学校によって、もう既に協議会を立ち上げて会議も実施しているところもあるんですが、今回の減額については、未実施のところの年度末まで必要ない金額を減額させていただきました。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、中学校費というかここにはないんですけれども、大賀郷

中学校の体育館のトイレは和式トイレなんですよね。それで富士中学校のトイレはすばらしいトイレになっているんですが、校舎のほうの洋式化というので進めていく考えだと思うんですけれども、中学校の、たまたまこの間入ったときに、全部体育館のトイレが和式で、その地域の高齢者の方とかも一緒にイベントだったんですけれども、そうすると和式トイレにこういう、何ていうんですかね、つかまるバーみたいなのがちょっと何個かつけていただけると、高齢者の方も中学校で何かイベントがあったときに便利かなというか、なかなか和式トイレで立ち上がるときに不安があるので、そういうところがちょっと考えていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 洋式化をする間に、この立ち上がるよくある手すりをというご要望でしょうか。

○5番（山下則子君） すみません、和式トイレで何にもつかまる場所がないわけなんです。そうすると、スクワットじゃないけれども、今度立ち上がるときに、何か前のところにバーがあるとかなないと、ちょっとお年寄りが不安なわけなんです、立ち上がれないという。それなので、できれば何かつかまる場所、病院はたしかついていたと思うんですけれども、そういうものがあると便利かな、利便性がいいかなと思うんですけれども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） すみません、改修を予定しているんですが、ちょっとそちらについては検討させてください。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

ないようでしたら、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第67号 令和6年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第68号 令和6年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） おはようございます。

書類番号の3番をお願いいたします。

1ページ目をおめくりください。

議案第68号 令和6年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,926万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（小野高志君） はい。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入の説明でございます。

4款2項国庫補助金35万9,000円の減。こちらは、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の交付額決定に伴う増減を合算したものでございます。

続いて、8款1項一般会計繰入金5万6,000円の増。これは、この後支出のところで説明いたします職員手当の増減等に伴う総務管理費の増額分について一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上、歳入合計、補正前11億6,957万1,000円、補正額30万3,000円の減、合計11億6,926万8,000円となります。

続きまして、下の5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、一般管理費5万6,000円の増。職員手当及び共済組合負担金の増と、管外旅費の不用額の調整による減でございます。

続いて、5款1項介護予防日常生活支援総合事業費35万9,000円の減。歳入で説明いたし

ました推進交付金等の交付額確定に伴う事業費の調整でございます。

以上、歳出合計、補正前11億6,957万1,000円、補正額30万3,000円の減、合計11億6,926万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

介護保険特別会計補正予算からは、まとめて質疑をお受けいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） これ全般に関することなんですけれども、今年度でしたっけ、地域包括が櫻壽会に委託されたわけなんですけれども、その配置すべき人数がちゃんと確保されているかどうかと、あと利用者の数がどれくらい、今までの養和会でやっていた地域包括の相談件数に比べて今はどういう、今年度というか替わってからどうなったか教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 地域包括支援センターは、今年度から櫻壽会のほうに委託しております。法で定められた必要な職員配置は当然満たしているというところで、そのあたりは問題ありません。

利用者数につきましては前年と変わらず、ほぼ同じというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第68号 令和6年度八丈町介

護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第69号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） おはようございます。

ただいまの介護の次、オレンジ色の次となります。

1ページをお願いいたします。

議案第69号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,652万2,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出の項の補正額で説明申し上げます。

歳入、4款1項他会計繰入金16万1,000円の減。歳出の人件費増分、システム改修の減分、健康診査委託料の八丈町応分を合算すると、一般会計からの繰入金、全体では減となります。

その下、6款4項受託事業収入107万9,000円の増。健康診査及び葬祭費事業費の応分を広域連合が負担するものでございます。

そういうことで一番下、歳入合計、補正前2億4,560万4,000円、補正額91万8,000円の増、計2億4,652万2,000円。

下のページ、5ページをお願いします。

歳出となります。

1款1項総務管理費55万7,000円の減。職員人件費は増、システム改修費は減となります。

その下、2款1項葬祭費90万円の増。葬祭費事業を増といたします。当初94人分、プラス

18人分を今回増額補正といたします。

4款1項保健事業費57万5,000円の増。

次のページをお願いいたします。

健康診査約30人分を増額補正上程いたします。

そうということで、歳出合計、補正前2億4,560万4,000円、補正額91万8,000円の増、計2億4,652万2,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第69号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第70号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期の次、ピンク色の次となります。

1ページをお願いいたします。

議案第70号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,956万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期同様、項の補正額で説明申し上げます。

歳入、6款1項他会計繰入金158万1,000円の増。歳出の人件費の増額分に対応するため、一般会計からの繰入金を増額いたします。

そうということで、歳入合計、補正前11億4,798万7,000円、補正額158万1,000円の増、計11億4,956万8,000円。

次、下のページ、7ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項総務管理費158万1,000円の増。人件費手当等を増額いたします。

そうということで一番下の行、歳出合計、補正前11億4,798万7,000円、補正額158万1,000円の増、計11億4,956万8,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 8ページの給与費明細書の中の数字なのですが、一般職の超過勤務手当が48万から82万へ34万円増額となっています。

人員の変化はないことから業務増と思われますけれども、主にこういった負担、職員の負担が増えているのかということが分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 人員は、4月1日時点で欠員1名の状態で医療年金係はスタート

してございます。そういったことも含めてということでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） それは当初予算に間に合わなかったという意味で捉えていいんですか。
織り込めなかったということ。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 新規採用職員が、4 月 1 日ではなくて 5 月 1 日に採用となりました。その 1 か月間の当然負担と、新規採用職員がすぐに即戦力になるわけではないので、そういったことが残った既存の職員に負担として超過勤務手当の増ということで表れております。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 5、議案第 70 号 令和 6 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 71 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 6、議案第 71 号 令和 6 年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、書類番号 4 番をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第71号 令和6年度八丈町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和6年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、予算第10条を第11条とし、第5条から第9条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

債務負担行為第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

2ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書。

事項、令和7年度町立八丈病院建物管理業務委託。限度額、4,000万円。当年度以降の支払義務発生予定額、期間、令和7年度、金額4,000万。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、若干決算の数字と絡む内容になりますけれども、こちらの建物管理業務委託費が令和4年度決算が2,750万、令和5年度の予算時点も同様に、債務負担行為4,000万に対して実績は3,245万ということで、実績を見ると2割ぐらい令和4年から令和5年度にかけて増えているという中で、今回同様に4,000万の数字を上げていますけれども、こちらの4年から5年にかけて2割上がった要因というのが、いわゆる業務委託内容が増加して増えているのか、それとも労務費、その他原料代、その他もろもろの経費が増えているので増えているのかによって、恐らく令和7年度の考え方も違ってくるかと思うんですけれども、そのあたりのご説明ができるのであればお願いしたいんですが。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 中身としましては、業務委託1件と点検業務が9項目ありまして、一番の要因としましては特殊フィルター交換、128エアコンがあるんですけれども、大体3年置きに大幅な交換となります。

それと、法定点検がありますので、経年劣化で交換とかありますので、毎年同じ金額ではあまりないということで、その5年から6年に対しまして313万5,000円の減とはなっております。

以上が説明となります。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今のご説明を確認させていただくと、令和 5 年に大幅に増えたのは、3 年ごとのフィルターの大幅な交換が必要だったので、そこでちょっと突出している部分があつて上がったので、ここ一、二年は横ばいというか、それで済むという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それも要因なんですけど、毎年法定点検、給排水とかそういうところの交換もあつたりしますので、一概に毎年度毎年度同じ金額ではございません。いろんな点検で交換とか入れますので。というところで、基本的には電気設備とかいろんな形の給排水とか全部点検項目があるんですけども、その中ではやはり部品の交換だったりとか加わりますので、毎年同じ金額ではない、ただそういうときに交換、フィルター交換もしかりなんですけど、ほかのところ増減することはあります。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 6、議案第 71 号 令和 6 年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 72 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 7、議案第 72 号 八丈町国民健康保険条例の一部を改

正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号5番をお願いいたします。

議案第72号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

ということで内容につきましては、通称マイナンバー法の改正により、本年12月2日から従来の被保険者証の新たな交付は廃止されることとなりました。

それに伴いまして、国民健康保険法の規定中、被保険者証の返還を定める条文等が削除されたため、八丈町の本条例においても返還に応じない場合の罰則部分について該当部分を削除するものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用するということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） いよいよマイナカードの国民健康保険への活用ということで、暫定的に紙のほうも使えるということですが、八丈は比較的マイナカードの普及率とひもづけのことが進んでいると思うんですが、現状の状況を教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 9月の定期監査で9月末現在で、八丈町は人口6,968人、これはそのときの令和6年1月1日の人口を基準にしておりますけれども、4,977枚交付しておりますので、割合として71%。ちなみに島嶼部全体では75%、東京都全体では80%ということで、東京都全体からすると八丈町のほうがちょっと交付率が低いという状況でございます。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） それで、もう紙が使えなくなった場合、この78%、これからまだ上がるのかと思うんですが、不都合がないように、それを持っていない人たちとか病院に行かないのかもしれないけれども、不都合がないようなことを今後もする予定はありますか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ちょっとおっしゃっている意味があれなんです、八丈町は国民健康保険と保険証を出すということだと、広域連合の後期と2つの保険を管轄しているということでの部分でご回答いたしますけれども、一応、資格確認書ということで、もし、例えば国民健康保険の保険が来年の9月、後期高齢だと7月末まで有効期限ですので、現保険証は使えます。その間に、新たに今日、12月2日以降に国民健康保険になった、八丈町に引っ越してなったという方にはマイナンバーが登録されてなければ資格確認書といったものを交付しまして、私どもの住民課の窓口でも丁寧に資格確認書は健康保険証の代わりとなるものですということとちゃんと説明申し上げておりますので、そういったことで対応しております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） すみません、勘違いしました、パーセンテージの。

はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑は、3 番。

○3 番（奥山幸子君） 資格確認書がプッシュ型で来るということなんです、それが国の方針というかあれだと5年が有効期間かな、それが5年なのに、この間私が住民課長に聞いたときは町の場合は2年という、何でそうなるのかちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 5年という情報を私が申し上げてはいなくて、私どものほうは従来から2年ということで、国のほうも示している内容では2年というふうになっておりますので、5年という数字がどこから把握されたのかちょっと存じ上げませんけれども、私どもは一貫して2年ということで、資格確認書の有効期限は、一応示されているのは国民健康保険と後期高齢者いずれも2年ということで、保険者のそこは決めることというんですか、そういったことで決めることということで、国はそうかもしれないけれども、全ての保険がそういったわけではなくて、国民健康保険、広域連合の後期高齢のほうは2年というふうな形で運

用をしておりますので、ご理解のほどお願いします。

もしくは健保何とか組合とかそういったところで、国のその５年と定められた中で長い運用をされるところもあるかもしれませんが、私どもの管轄する八丈町国民健康保険と広域連合についての保険は２年ということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本忠志君） ３番。

○３番（奥山幸子君） それが期限が切れた場合は、資格確認書はもう一回送ってくれるものなんですか。情報だともうそれで終わりみたいなのを聞いているんだけど、そういうことではないわけですね。

それともう一つ、その本人確認として使えるのかどうかという２点ですね。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、資格確認書につきましては２年、続きましてもまた２年の有効期限での資格確認書を交付する予定でございます。

あと一点、前回の議会でもご質問されたと思うんですが、その資格確認書を本人確認書類とするかにつきましては、私どもも町議ということで全庁に資格確認書を本人確認書類の一つとしてやるということで決定してございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第７、議案第72号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第73号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更についてを上程いたします。説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号6をお願いします。

議案第73号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更について。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都知事の許可のあった日から東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務を変更し、東京都島嶼町村一部事務組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により協議する必要があるので本案を提出します。

では、次のページをお願いします。

東京都島嶼町村一部事務組合同規約の一部を変更する規約につきましてですけれども、今回の規約の変更については、事務事業共同化に関することになります。

現在、共同処理している事務は児童手当と給与事業で、第3条第7号が児童手当、8号が給与事業となります。新たに3つの事業を加え、第3条第9号が個人住民税、第10号が介護保険事業、第11号が国民健康保険事務の共同事業になります。

八丈町では、児童手当で共同事業化に参加しておりましたが、担当課とも協議し、費用対効果の面からも来年度からは児童手当の事務共同に参加せず、また、新たなものにつきましても、参加しないことにさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第73号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更については原案どおり可決いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第74号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の7をお願いします。

議案第74号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更。

令和4年12月7日開催の令和4年第四回定例会において、原案可決された八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約（議案第88号）を下記のとおり変更する。

1、請負契約金額、（イ）変更前3億4,624万8,652円、（ロ）変更後3億6,403万5,423円。

2、請負代金に対する増減額、1,778万6,771円。

3、変更の理由、柱、床、敷居等の改修範囲変更、運営方法の見直し等の設計変更により契約金額を増額変更する。

工期については、6月17日の協議により令和6年9月30日から令和6年12月25日へと変更しております。

詳細については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは、現在工事をしております歴史民俗資料館の建築工事の部分の契約変更の増になります。

建築工事は、令和4年11月に入札いたしました10社の指名のうち、入札期日前に4社が辞退し、6社で入札を行いました。5社が辞退というところで今現在の施工業者が落札しております。

その後調査の結果、アスベストが検出をされたりというところで設計変更を余儀なくされました。

令和6年の3月には第1回目の契約変更を行い、2,790万8,652円の増となっております。

今回の契約金額の増の理由なんです。こちらにありますように、改修範囲の変更や運営方法の見直しなど設計変更がありました。また、数量の、主には木工事の数量の増というのが大きいです。

こちらは裏面にあります図面なんです。こちらは現在最新のものを添付しております。

簡単ですが、以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） こちらの工事、詳細をもらったんですけれども、この増減になって、2回目の増減、またさらに建設費のアップということがあったと思うんですけれども、最初のことは先ほど説明があったとおりアスベストの関係もありましたし、やっぱり文化財ということではなかなか同じものを使わないといけない、そういう苦労もあったと思いますけれども、そもそもこれはもう分かっていた話で、それを設計とかコンサルが分からなかったのかどうか。あと、ちゃんとそこの方たちが見ていれば、こんな遅くになってから契約変更ということは起こらないと思うんです。もうちょっと早くにそういうこともできたはずなんですけれども、そのところいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） おっしゃるとおり、文化財の工事というのは既存の文化財の品質を保つというところで、既存の材木であったりというのはなるべく変更しない、また使えるものは修繕して使うというところはもちろん事前に把握していたところです。

また、実際設計に当たっては、事前に現場の確認をしておりますので、そちらも町のほうで事前の調査等が足りてなかったのではないかというような業者さんのほうへ追及もいたしました。こちらが別に調査が甘かったというわけではなくて、ほかの文化財を設計をしている業者さんとも調査の点については、特にこちらの調査が甘かったというようなところは確認できませんでした。

実際のところ、町のほうもいろいろとこういった工事の遅れであったり、また、設計変更が何度も起きるような状態であったりというところで、いろいろ確認をしたんですけれども、まずこちらの議運のほうでも説明しましたとおり、こちらの文化財の補修に当たっては、あらかじめ文化庁の承認を受けた主任技術者というところ、そういう認可を受けたところが監理で入らないといけないというところがありまして、その監理業者さんのほうにも確認したんですけれども、やはりこれが町は分離発注をしているんですけれども、一般的には一括で発注するといった工事が一般的だというところで、その分離発注をしたというところではなかなかこう事務の煩雑であるとか、またこう連携があれだというのは難しいところがあったようです。

それから材料の入荷の部分についても、木工事、特に木を使う工事なので、その当時の材料を再現しなければいけないというところで、その材料の調達というところにもなかなか苦慮をしたところがありました。

全国、九州から東北まで材料を全て集めた、またこのコロナ禍が終わってからということもありましたし、日本各地で災害が起こっていたりということで、材料の入手にはかなり困難を極めたというところもあります。それに伴い施工業者さんに、外注の業者さんについても、かなり苦労したということで聞いております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 今の説明はよく分かるんですけれども、一応、工期が12月25日に延長されていますけれども、今月いっぱい大体終わるということになっています。

このタイミングで契約変更ということでこの金額が来ていますけれども、まず工期は間に合う予定なのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 工期についてはつい先日も確認したところですが、間に合うというところで報告を受けております。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） では、この予算が通れば確実に25日には終わるということによろしいということでお伺いしました。

もう一つ質問なんですけれども、八丈島はシロアリ等がすごく多くて、こういう文化財等すぐ被害が起こる可能性がありますけれども、その対策等もこの枠内でしっかりされているんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） この現行時のシロアリ対策用の工事を施工しているわけではないですが、シロアリ対策については、やはり木の建物であるということ、古い建物であるといふところと、場所的にもちょっと懸念がありますので、こちらについては対応は考えております。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 今せっかく造ったのに、すぐシロアリに食べられて壊れてしまったというのでは意味がないので、しっかりとまずその対策というのはこの出来上がると同時にやっていただいたほうがいいのかなと思いますので、その対策もしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 質疑というより、いろいろ分離発注の課題であったり、長い時間かかって、ただ文化財については蓋を開けてみないかというか、中を見ないと分からないということがたくさんあったと思います。その中で物価が高騰したりしてなかなか大変だったりしたなと思う中で、皆さんが大変努力されてやったことに敬意を表したいと思います。

本来であればかからない経費、町が一般財源で支払わなければいけないお金もあったと思うんですが、どのぐらいちょっと町のほうから、これはある程度町の覚悟が感じられることだと思うので、どの程度町からの財源を、もちろん国の補助とかも全額ではないと思いますけれども、予定していたよりどれぐらい町が負担したのかという金額を分かれば教えてください。概算で結構です。

とにかく新しい空調設備のことも聞いて、八丈方式という今までにはないような方法も取り入れられるということで、非常に楽しみにしております。議員の仲間でも一回中を見たいねと、事前にできるときに見たいねということを話しておりますので、もしそれが可能あれ

ばお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 補助金については、実はまだ、今、文化庁のほうとやり取りをしているところで、確定というところではちょっと今概算ですぐ出せるものではないんですけども、文化庁のこの建物、今回の文化財の活用事業補助金というところでは、対象工事の65%という補助がございます。あと、東京都からは対象工事の20%です。

この文化庁の補助金というのがすごく難しいです。例えば、学校施設の国庫補助金であると、対象の教室等は単価で面積が決まっているので、単純にそちらを掛けるであったりとか、新築の場合ですと、例えば杭の数の掛ける単価が決まっていというところで、積算がすごく楽なんですけれども、この文化財の事業というのがそういった明確なものがなくて、例えば建築に絡む外構工事であったりとかというところも、実はそこが補助対象になっていたりとかすごく難しいので、今実際に出して、最終的な回答をいただくというのはちょっと分からないですが、もちろん先に設計変更の申請をする前に着手してしまったものについては対象工事であったりというのがあるので、今の段階でちょっと概算はお示しすることはできません。

また、事前の内覧会ということについては、検討委員会の内覧会については職員と検討しております。また、議員の皆様にはオープニングセレモニーというところも考えてはいますけれども、ご要望があれば検討はしたいなと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにいかがですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第74号 八丈島歴史民俗資料

館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第75号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 書類はただいまの続きになります。

議案第75号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約の変更。

令和5年7月26日開催の令和5年第二回臨時会において、原案可決された八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約（議案第49号）を下記のとおり変更する。

1、請負契約金額、（イ）変更前1億6,170万円、（ロ）変更後1億5,304万1,425円。

2、請負代金に対する増減額、865万8,575円の減。

3、変更の理由、展示照明計画の見直し、運営方法の見直し等の設計変更により契約金額を減額変更する。

工期については、6月17日の協議により令和6年9月30日から令和6年12月25日へと変更しております。

詳細については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちら先ほどの歴史民俗資料館の改修工事の電気設備工事の変更になります。

電気設備工事は、令和4年11月の入札不調、令和5年2月入札不調、令和5年4月入札不調という3度の不調が続きまして、このままですと資料館完成に影響が出るということで、設計の見直しを行いまして増額いたしました。

令和5年の6月議会でも1番真田議員よりご質問があったものと記憶しております。

ほかの2工種と異なりまして令和5年の7月に契約を結び、現在の施工業者が工事を行っております。

契約変更の理由ですが、展示照明計画の見直し、運営方法の見直し等内容の変更によるものが今回の減額変更の理由ですけれども、やはりこちらもちょうと皆さんご存じのとおり担当していた職員が亡くなりまして、当時の設計の内容、運営の内容というのを工事を着手するに当たって見直した結果、不要なものが出てきたり、また必要なものが出てきたりというところで増減した結果の工事全体的な請負金額の減となったところです。

簡単ですが、説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第75号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第76号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 書類はただいまの続きになります。

議案第76号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館及び付属施設機械設備工事請負契約の変更。

令和4年12月7日開催の令和4年第四回定例会において、原案可決された八丈島歴史民俗資料館及び付属施設機械設備工事請負契約（議案第89号）を下記のとおり変更する。

- 1、請負契約金額、（イ）変更前1億76万円、（ロ）変更後1億839万6,387円。
- 2、請負代金に対する増減額、763万6,387円の増。
- 3、変更の理由、展示計画見直し、運営方法の見直し等の設計変更により契約金額を増額変更する。

工期につきましては、6月17日の協議により令和6年9月30日から令和6年12月25日へと変更しております。

詳細については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいま企画財政課長から説明がありました機械設備工事の請負契約の変更となります。

機械設備工事は、令和4年11月に入札で現施工業者が落札しました。

変更の理由については、展示計画の見直し、運営方法の見直し等設計変更により、主には材料の数量の増などが影響しております。

3番議員と8番議員に検討委員会のところで空調調和設備の説明会にご出席いただいたんですけども、そちらの八丈仕様の空調工事の関係で、こちらが展示設計のほうの工事と絡むところがありまして、こちらでいろいろと位置の変更や展示の照明との干渉を考慮して変更したところがありましたので、そちらが主な理由となります。

簡単ですが、以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 確認なんですけれども、電気とか設備、これも含めて12月25日には完了する見込みでよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 6 番議員のおっしゃるとおり、12月25日で工事が完了します。

それから、もう一つよろしいでしょうか、今担当係長から資料を頂きましたので。

先ほど、8 番議員の大体概算で補助金がどのぐらいになるかということで、今ちょっと数字が出ましたので、ここでお示ししたいと思います。

金額、総額なんですけれども、6 億2,547万3,235円がこの事業費の総額になります。補助金の見込みが4 億69万円ということで、今のところ出ております。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

そんなに補助金が結構入ってよかったなとは思います。

もう一つ、この次に展示が来るわけなんですけれども、この金額には展示は入っていないわけで、ちょっと分からないですけれども、展示の変更とかそういったものを今のところ予定されていきますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 展示については計画どおりです。ただし、6 年度分と5 年度分というところで契約のほうは分けさせていただきました。

工期のほうも工事が後ろ倒しになったというところがありまして、展示のもともとあった期間よりは後ろ倒しにはなっております。7 年度ですね。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） 前の2 件と一緒になんですけれども、歴史民俗資料館を建てるに関しては、前の教育長、それから前の課長から随分ご苦労されて、ようやく完成するといったところだと思いますけれども、町全体としてちょっと言えるのかなと思うんですけれども、実は、町の職員でそういったところにたけた技術者というのがなかなかいないのかなと、今現在で

すね。そういったところで、コンサルタントがめちゃくちゃキーになるのかなというところで、そこはやはりこれからこういった大きい事業に関しては技術者がいないところを考えると、コンサルタントのほうに頑張っていたかかないといけないのかなというところもありますので、全体通してそこら辺は考えていかないといけないところかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） それは回答は求めませんね、という提案ですね、今の。

ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第76号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案 77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第77号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約の変更を上程いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 書類はただいまの続きになります。

議案第77号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約の変更。

令和6年6月13日開催の令和6年第二回定例会において、原案可決された八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約（議案第54号）を下記のとおり変更する。

- 1、請負契約金額、（イ）変更前6,219万2,900円、（ロ）変更後6,605万2,800円。
- 2、請負代金に対する増減額、385万9,900円の増。
- 3、変更の理由、設計変更に伴う仕様変更、使用材料等の増減に伴う内訳の変更により契約金額を増額変更する。

工期については、11月8日の協議により令和6年12月6日から令和7年2月28日へと変更しております。

詳細については、教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいま企画財政課長から説明がありました大賀郷中学校の高尺フェンス・バックネットの改修工事の変更の理由です。

こちらは、隣地との境界線のところのブロック塀の撤去をこの工事の中に入れていたんですけれども、こちらが個人宅のほうの地中に埋まっている埋設物であるとかというところがありまして、構造上難しいことが判明したため、そのブロック塀に沿う形で擁壁を新たに設ける必要が発生しました。

また、今の擁壁のこちらの変更に伴いましてU字側溝の配置の変更、またスチールフェンスの設置が発生したため、385万9,900円の増となりました。

簡単ですが、説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第77号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩を取ります。

開始は10時35分から再開いたしますので、それまでにお集まりください。

（午前10時24分）

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

（午前10時35分）

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 先ほどに続きまして、日程第13、報告第10号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、書類番号8をご覧ください。

報告第10号 専決処分事項の報告について。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月8日、八丈町長、山下奉也。

次をご覧ください。

八丈町立学校生徒の負傷事故における損害賠償の額の決定及び和解について。

八丈町は、八丈町立富士中学校生徒の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の

額を定め、和解した。

1、相手方、東京都八丈島八丈町三根在住の方です。

2、和解の期日、令和6年11月8日。

3、損害賠償の額及び和解の内容、令和3年9月6日17時30分頃、富士中学校体育館において、バスケットボール部活動中に試合形式の練習をしていたところ、シュートをした後の着地で右足を捻りながら転倒した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、金4万2,612円の支払いをする。

以上です。

こちら令和6年度分の賠償金の額になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第13、報告第10号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、報告第11号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、ただいまの書類の次をご覧ください。

報告第11号 専決処分事項の報告について。

令和6年12月3日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次をご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月8日、八丈町長、山下奉也。

次のページをご覧ください。

八丈町立学校生徒の負傷事故における損害賠償の額の決定及び和解について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解した。

1、相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷在住の方です。

2、和解の期日、令和6年11月8日。

3、損害賠償の額及び和解の内容、令和5年9月13日12時10分頃、大賀郷中学校体育館において、体育の授業中、記録会に向けて走り高跳びの練習をしていたところ、着地時にマットから床へ落下し左手をついたところ左腕が痛くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、金6万1,488円の支払いをする。

この方は骨折ということで、令和6年の損害賠償の額になります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第14、報告第11号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、発議第1号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、6番、金川孝幸君、ご登壇願います。

（6番 金川孝幸君 登壇）

○6番（金川孝幸君） 発議第1号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和6年12月3日、提出者、八丈町議会議員、金川孝幸。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同奥山幸子、同浅沼清孝、同山下則子、同沖山昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例中、順路の範囲を明確化する必要があるため、本案を提出する。

なお、この条例は公布の日から施行する。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、発議第1号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎承認第15号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、承認第15号 議員の派遣承認についてを上程いたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前10時43分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時43分）

○議長（山本忠志君） 日程第16、承認第15号 フリージアまつり表敬訪問については、2番、浅沼隆章君、8番、岩崎由美君と私を含め3名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動に

ついてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたしました。

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和6年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時47分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月4日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 清 孝

署 名 議 員 山 下 則 子